掲示文書一覧(市長分)

令和8年11月30日

種別	番号	題　　名	主　管　課
告示	570	廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画について	廃棄物対策課
告示	571	姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について	国民健康保険課
告示	572	姫路市国民健康保険料滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について	国民健康保険課
公告	591	収容動物の公示について	動物管理センター
公告	592	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市告示第　５７０号
令和　８年１１月３０日

姫路市長　　清　元　秀　泰

廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画について

姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化並びに紛争の予防及び調整に関する条例（平成２７年姫路市条例第１号。以下「条例」という。）第１０条第１項の規定による廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画書の提出があり、同条第４項に規定する通知を行ったので、条例第１２条第１項の規定に基づき、当該事業計画書の写しを下記のとおり縦覧に供する。

記

１　事業計画

⑴　事業計画者

東京都千代田区神田駿河台四丁目３番地
アミタサーキュラー株式会社
代表取締役　末次　貴英

⑵　廃棄物処理施設等の設置等の場所

姫路市網干区浜田字南垣原１３２０番２９

⑶　廃棄物処理施設等の種類

セメント原料化施設、保管施設

⑷　廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（石綿含油産業廃棄物を除く。）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石

綿含有産業廃棄物を除く。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上、９種類（セメント原料化できるものに限る。水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

⑸　廃棄物処理施設等の処理能力

セメント原料化施設　８００ｔ／日

２　縦覧場所

姫路市安田四丁目１番地

姫路市農林水産環境局美化部廃棄物対策課

３　縦覧期間及び時間

令和８年１１月３０日から条例第２５条の規定による通知をする日まで（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日を除く。）

午前９時から午後５時まで

姫路市告示第　５７１号

令和　８年１１月３０日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市国民健康保険料督促状の公示送達について

国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条の規定により準用される地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

１　送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

兵庫県姫路市岩端町１３０番地

白岡ビル２０１

原　田　善　弘

２　送達すべき書類

姫路市国民健康保険料督促状

姫路市告示第　５７２号

令和　８年１１月３０日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市国民健康保険料滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条の規定により準用される地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

１　送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

兵庫県姫路市豊富町豊富２７６３番地

上田　稔

２　送達すべき書類

姫路市国民健康保険料滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市公告第　５９１号
令和　８年１１月３０日

姫路市長　　清　元　秀　泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第３６条第２項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収　容　場　所	種類	種　別	性別	毛　色	体格	特　徴	負傷の程度	保　管　の　場　所
令和８年11月９日	姫路市北平野五丁目	猫	ミックス	オス	黒	小	首輪なし	衰弱、黄疸	姫路エルザ動物病院

１　公示期間は、令和　８年１１月３０日から１２月　２日までとします。
２　公示期間満了後１日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
３　収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
４　引取り場所　姫路市東郷町１４５１番地３　　姫路市動物管理センター　電話番号（２８１）９７４１

姫路市公告第　５９２号
令和　８年１１月３０日

姫路市長　　清　元　秀　泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第３６条第３項の規定により公告する。

記

１　許可年月日及び許可番号
令和８年９月２５日
姫路市指令土 第１－２６－２号（２６）
２　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
姫路市亀山二丁目２２番２
３　開発許可を受けた者の住所及び氏名
姫路市南駅前町２６番地
大和ハウス工業株式会社　姫路支店
支配人　田中　清彦